

(公募型)

浜名湖観光圏整備推進協議会の業務委託契約等について、下記のとおりプロポーザル方式により受託者を特定するので、浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条並びに浜松市業務委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第 5 条に準拠し公告する。

令和元年 6 月 3 日

浜名湖観光圏整備推進協議会
(浜松市觀光・^{ティ}プロモーション課事務取扱)

記

1 業務概要

- (1) 業務委託名 愛知・静岡地域中国プロモーション
- (2) 業務委託の場所 中国
- (3) 業務内容 業務説明資料のとおり
- (4) 履行期間 契約日～令和 2 年 1 月 31 日

2 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、平成 31・32 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3001：広告・宣伝・イベント業務）の認定を受けている者。
 - イ 引き続き 1 年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者。なお、入札参加資格審査申請に準じた書類については、事前に事務局へ確認すること。
 - ウ 愛知県、静岡県において、アで定める入札参加資格に相当する資格の認定を受けている者。
- (3) 入札対象業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

また、同要綱第 1 条に規定する有資格業者以外の者にあっては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に

規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。) 及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となつてゐる法人その他の団体に該当しない者であること。

3 参加するために必要な資格の確認

- (1) 参加希望者は、説明書等を受け取った後、参加意向申出書を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。この場合において、参加資格の確認基準日は参加意向申出書の提出期限日とし、確認結果は文書で通知する。
- (2) 参加資格がないと認められた者は、事務局に対しその理由について説明を求めることができる。この場合において、その回答は、説明を求められた日の翌日から 2 日以内に文書で行う。
- (3) 参加資格がないと認められた者及び提出期限までに参加意向申出書を提出しない者は、参加することができない。

4 企画提案書等の提出

- (1) 参加資格を認められた者は、企画提案書等を提出する。
- (2) 業務説明資料等に対する質問書は、任意様式により提出する。
- (3) (2) の質問に対する回答は、質問者に対して個別に行うほか、企画提案書提出期限の前 3 日間事務局において閲覧に供する。

5 企画提案書の特定

- (1) 次に掲げる事項を評価し、特定する。
 - ・ 別紙評価基準による
- (2) 提出された企画提案書の内容が最も優れているものと契約手続を行う。

6 前金払及び部分払

前金払及び部分払はできないものとする。

7 契約書の作成の要否

要

8 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例(平成元年浜松市条例第 76 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

9 その他

- (1) 日程等の詳細は、説明書等とともに配布する企画提案書等作成要領による。
- (2) 2 (2)イ及びウに該当する者については、このプロポーザルに限り参加を認めるものとする。